

開会 午前10時30分

○高木委員長 ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。本日の出席は全員でありますので、これより会議を進めます。まず、無所属議員を委員外議員として出席を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高木委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分

○高木委員長 それでは、再開いたします。

まず1点目、令和4年第1回定例会の運営について、(1)市長提出議案のうち配付済みのものについて、理事者から説明をお願いいたします。

○野崎総務部長 令和4年第1回定例会市議会を2月21日開会ということで、昨日、招集告示をさせていただきますので、議案につきまして御説明を申し上げます。

今回提出いたしました議案は、議決案件として令和3年度各会計補正予算が9件、令和4年度各会計予算が11会計、条例の制定が21件、指定管理者の指定が14件、土地の処分、工事請負契約の締結、包括外部監査契約の締結、市道路線の廃止及び認定が各1件、並びに、報告案件が2件、合わせて62件となっております。

議案第1号から議案第9号までの令和3年度各会計補正予算、議案第26号から議案第36号までの令和4年度各会計予算及び報告第1号の専決処分の報告につきましては、後ほど、総合政策部長のほうから御説明をさせていただきます。

議案第10号でありますけれども、土地の処分であります。宮下通12丁目1番の土地を6億100万円で株式会社ほくやくに売却しようとするものであります。議案第11号につきましては、工事請負契約の締結でありまして、第2豊岡団地建替(2-B)新築工事を8億5千140万円で、株式会社廣野組ほか3社で構成いたします共同企業体と契約を締結しようとするものであります。議案第12号から議案第25号までにつきましては、いずれも指定管理者の指定についてであります。議案第12号は、ときわ市民ホール及び勤労者福祉総合センターの指定管理者に株式会社旭川振興公社を、議案第13号の旭正農業構造改善センター及び議案第14号の永山ふれあいセンターの指定管理者に、いずれもグリーンテックス株式会社を、議案第15号は東鷹栖農村活性化センターの指定管理者にたいせつ農業協同組合を、議案第16号は、障害者福祉センターの指定管理者に特定非営利活動法人旭川障害者連絡協議会を、議案第17号は、北部老人福祉センターの指定管理者に社会福祉法人愛善会を、議案第18号は、東部老人福祉センターの指定管理者にワーカーズコープ指定管理者グループを、議案第19号は、いきいきセンター新旭川、永山及び神楽の指定管理者に社会福祉法人旭川市社会福祉協議会を、議案第20号は、近文市民ふれあいセンターの指定管理者にニサカ・環境衛生指定管理者グループを、議案第21号の東部スケートリンク、議案第22号の忠和テニスコート及び議案第23号の柔道場の指定管理者に、いずれも、株式会社旭川振興公社を、議案第24号は、江丹別若者の郷の指定管理者に江丹別産業開発株式会社を、議案第25号

は、21世紀の森施設の指定管理者に旭川市21世紀の森運営協議会をそれぞれ指定し、いずれも、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、その管理を行わせようとするものであります。議案第37号から議案第57号までにつきましては、いずれも条例の制定でありまして、議案第37号につきましては、近隣8町との定住自立圏形成協定を3月31日をもって廃止をすることに伴い、当該協定の締結、変更または廃止に係る事項を本市の議決事件から廃止しようとするものであります。議案第38号につきましては、本市職員が採用時に提出する宣誓書の押印等に係る規定を整備しようとするものであります。議案第39号につきましては、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するとともに、全職員が育児休業等を取得しやすい勤務環境を整備しようとするものであります。議案第40号につきましては、令和4年度における特別職の職員の、議案第41号につきましても、同年度における公営企業の管理者の給料月額の特例を、それぞれ定めようとするものであります。議案第42号につきましては、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、今後の状況を勘案して当該基金の存廃を判断していく必要があるために、条例の失効日を廃止しようとするものであります。議案第43号につきましては、消防団員の年額報酬を増額するとともに各種手当に替えて出勤報酬を新設しようとするものであります。議案第44号につきましては、損害補償を受ける権利の保護に関して、当該権利を担保に供することができるとの例外を削除しようとするものであります。議案第45号につきましては、法律の改廃に伴う引用条項の整備を行うとともに、情報提供等記録を訂正した場合における通知先の一部を変更しようとするものであります。議案第46号につきましては、地域共生社会の実現に向けた施策の基本となる事項を定めるなどのために条例を制定しようとするものであります。議案第47号につきましては、民生委員の定数を改定しようとするものであります。議案第48号につきましては、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、引用条項の整備をしようとするものであります。議案第49号につきましては、寿バスカードの交付を受ける際の負担額について、交付時点における残りの有効期間に応じた額を設定しようとするものであります。議案第50号につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、未就学児の被保険者均等割額の減額に係る規定を整備するほか、本市における保険料の独自軽減措置の廃止など、所要の規定を整備しようとするものであります。議案第51号につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、懲戒権限の濫用の禁止に係る規定を整備しようとするものであります。議案第52号につきましては、助産施設の入所の要件に係る規定を整備しようとするものであります。議案第53号につきましては、北海道からの権限移譲に伴いまして、建築物清掃業等の事業登録に係る規定を整備するとともに、その事務に係る手数料を新設しようとするものであります。議案第54号につきましては、工業技術センターにおける新規導入機器の使用料を定めようとするものであります。議案第55号につきましては、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定める等のために条例を制定しようとするものであります。議案第56号につきましては、文化財の地方登録制度を導入しようとするものであります。議案第57号につきましては、借上市営住宅制度を導入しようとするほか、第2豊岡団地の駐車場の供用開始に伴いまして、駐車場使用料に係る規定を整備しようとするものであります。議案第58号につきましては、包括外部監査契約の締結でありまして、1千200万円を上限とする金額で、前田敬洋氏と契約を締結しようとするものであります。議案第59号及び議案第60号につきましては、市道路線について、3路線を廃止し、7路線を認定しようとするものであります。

報告第2号につきましては、市民文化会館における事故による損害賠償の額を定めることについてでありまして、7万9千921円を損害賠償の額として、2月1日に専決処分をさせていただいたものであります。

最後に、先議のお願いがございます。議案第10号の土地の処分につきましては、土地の早期引渡しの関係から、議案第11号の契約の締結につきましては、工事の早期発注の関係から、議案第12号から議案第25号までの指定管理者の指定につきましては、協定締結等の事前の準備作業がありますことから、その取扱いにつきましては、議案第1号から議案第9号までの令和3年度各会計補正予算と併せて御先議くださいますようお願いいたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

**○佐藤総合政策部長** 議案第1号から議案第9号までの令和3年度各会計補正予算につきまして、補正予算書に基づきまして御説明申し上げます。

まず、議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ77億2千490万2千円を追加しようとするものでございます。その内容といたしましては、補正予算書23ページから30ページまでの事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、2款総務費では、市民活動交流センター管理費など13事業で22億7万7千円、3款民生費では、障害者福祉センター管理費など40事業で14億8千515万4千円、4款衛生費では、母子保健衛生費国庫補助金償還金など11事業で2億7千608万3千円、6款農林水産業費では、運営費など2事業で69万4千円、7款商工費では、デザイン振興基金積立金など5事業で4億1千170万円、8款土木費では、管理事務費など4事業で9千287万5千円、9款消防費では、消防活動費で807万1千円、10款教育費では、給食施設整備費など14事業で32億5千2万1千円、13款職員費では、給与及び費用弁償で22万7千円をそれぞれ追加しようとするものでございます。これらの財源につきましては、17ページから22ページまでの歳入にお示しいたしておりますように、1款市税で5億6千万円、7款地方交付税で33億5千801万9千円、17款国庫支出金で18億6千722万3千円、18款道支出金で2億1千485万7千円、19款財産収入で2億1千168万5千円、20款寄附金で4千646万8千円、22款繰越金で6億3千317万5千円、23款諸収入で1万4千円、24款市債で22億1千98万1千円をそれぞれ追加し、21款繰入金で13億7千752万円を減額しようとするものでございます。4ページ及び5ページの第2表繰越明許費補正では、住民基本台帳ネットワークシステム管理費など24件を繰越明許費として追加しようとするものでございます。6ページから8ページまでの第3表債務負担行為補正では、SMS送信サービス利用料など28の事項について債務負担行為を追加し、道営土地改良事業（忠別北地区農地整備事業）地元負担金など2つの事項について、期間の変更を行おうとするものでございます。9ページの第4表地方債補正では、特別減収対策債を追加し、都市計画事業など3件の限度額を変更しようとするものでございます。

次に、議案第2号、令和3年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4千725万2千円を追加しようとするものでございます。その内容といたしましては、補正予算書41ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、6款保健事業費では、疾病予防費で4千710万6千円、7款基金積立金では、国民健康保険事業準備基金積立金で14万6千円をそれぞれ追加しようとするものでございます。これらの財源につ

きましては、39ページ及び40ページの歳入にお示しいたしておりますように、2款国庫支出金で4千233万9千円、3款道支出金で4千440万円、4款財産収入で14万6千円、5款繰入金で1億9千161万7千円をそれぞれ追加し、1款国民健康保険料で2億3千125万円を減額しようとするものでございます。11ページの第2表債務負担行為補正では、SMS送信サービス利用料について債務負担行為を追加しようとするものでございます。

次に、議案第3号、令和3年度旭川市動物園事業特別会計補正予算につきましては、歳入予算を補正しようとするものでございます。その内容といたしましては、43ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますように、1款事業収入で2億8千585万1千円を減額し、5款繰入金で同額を追加しようとするものでございます。12ページ下段の第2表債務負担行為では、園内管理及び案内業務委託料など3つの事項について債務負担行為を設定しようとするものでございます。

次に、議案第4号、令和3年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ148万5千円を追加しようとするものでございます。その内容といたしましては、補正予算書45ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、1款事業費に、公共駐車場運営費で148万5千円を追加しようとするものでございます。この財源につきましては、同じく45ページ上段の歳入にお示しいたしておりますように、4款繰入金で1千591万4千円を追加し、1款事業収入で1千442万9千円を減額しようとするものでございます。13ページ下段の第2表債務負担行為では、旭川駅前広場駐車場運營業務委託料について債務負担行為を設定しようとするものでございます。

次に、議案第5号、令和3年度旭川市育英事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2千438万円を追加しようとするものでございます。その内容といたしましては、補正予算書47ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、1款育英費に、積立金で2千438万円を追加しようとするものでございます。この財源につきましては、同じく47ページ上段の歳入にお示しいたしておりますように、2款寄附金で同額を追加しようとするものでございます。

次に、議案第6号、令和3年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ40万1千円を減額しようとするものでございます。その内容といたしましては、補正予算書49ページから51ページまでの事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、3款地域支援事業費では、地域自立生活支援等事業費で307万7千円、4款保健福祉事業費では、家族介護用品購入助成事業費で125万9千円をそれぞれ追加し、2款保険給付費の、居宅介護サービス計画給付費など5事業で473万7千円を減額しようとするものでございます。これらの財源につきましては、48ページの歳入にお示しいたしておりますように、4款道支出金で2千円、6款繰入金で97万3千円をそれぞれ追加し、2款国庫支出金で9万7千円、3款支払基金交付金で127万9千円をそれぞれ減額しようとするものでございます。16ページ下段の第2表債務負担行為補正では、在宅高齢者見守り配食サービス業務委託料について債務負担行為を追加しようとするものでございます。

次に、議案第7号、令和3年度旭川市水道事業会計補正予算につきましては、53ページの債務負担行為にお示しいたしておりますように、配水管布設及び移設工事費について債務負担行為を追

加しようとするものでございます。

次に、議案第8号、令和3年度旭川市下水道事業会計補正予算につきましては、56ページの実施計画にお示しいたしておりますように、資本的収入で23億9千85万3千円、資本的支出で24億2千320万円をそれぞれ追加しようとするものでございます。55ページの債務負担行為につきましては、水緑施設管理業務委託料について債務負担行為を追加しようとするものであり、そのほか、関係条文につきましても併せて整備しようとするものでございます。

最後に、議案第9号、令和3年度旭川市病院事業会計補正予算につきましては、59ページの実施計画にお示しいたしておりますように、資本的収入で2千24万円、資本的支出で2千24万円をそれぞれ減額しようとするものでございます。58ページの債務負担行為につきましては、令和4年度分医療廃棄物運搬及び処分業務等委託料など2つの事項について債務負担行為を追加しようとするものでございます。

以上が各会計補正予算の概要でございます。

続きまして、議案第26号から議案第36号までの令和4年度各会計予算につきまして、一括して御説明申し上げます。令和4年度各会計予算書の最初のページ、総括表を御覧ください。まず、一般会計の当初予算額でございますが、1千658億1千万円で、前年度当初予算と比較して、3.5%の増となっております。一般会計につきましては、歳入歳出予算のほか、債務負担行為が46件、地方債については21件をそれぞれ定めようとするものでございます。また、一時借入金の最高額については、200億円にしようとするものでございます。

次に、特別会計につきましては、企業会計を含め、国民健康保険事業など10会計の合計で1千201億1千312万円で、0.7%の減となっております。各特別会計につきましては、歳入歳出予算のほか、動物園事業で地方債を定めようとするものでございます。また、水道事業、下水道事業、病院事業の各企業会計につきましては、業務の予定量など関係条文も併せて定めようとするものでございます。

最後に、総括表の一番下になりますが、一般会計と特別会計を合わせた合計では、2千859億2千312万円で、1.7%の増となったところでございます。

以上、令和4年度各会計予算の概要でございます。

続きまして、報告第1号の専決処分の報告につきまして御説明を申し上げます。北海道における、まん延防止等重点措置に伴い、1月27日、遅くとも29日から2月20日までの間、営業時間短縮等の要請に協力する市内飲食店等に対し支援金を支給するに当たりまして、北海道から早期給付の申請受付を2月4日から開始してほしい旨の要請があったところでございます。早期給付に当たり、事業の周知、準備期間を考慮した結果、緊急施行を要するため、1月27日に、令和3年度旭川市一般会計補正予算を専決処分いたしました。その内容といたしましては、7款商工費の感染防止対策協力支援金で26億7千122万8千円を追加し、この財源につきましては、15款分担金及び負担金で5億2千175万円、17款国庫支出金で21億4千947万8千円をそれぞれ追加したものでございます。第2表繰越明許費補正では、感染防止対策協力支援金を繰越明許費として追加したものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○高木委員長 ただいま理事者から説明がありました。委員の皆さんから御発言でございますよ

うか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 先ほど、理事者から要望がありました先議の関係については、後ほどの審議方法のところで協議をさせていただきます。

続いて、(2)の追加提出予定のものについて、理事者から説明をお願いいたします。

○野崎総務部長 追加を予定しております議案であります。監査委員の選任及び人権擁護委員の推薦の2件であります。

監査委員の選任につきましては、田澤清一氏が本年3月31日をもって任期満了となることによるものでございます。

人権擁護委員の推薦につきましては、奥山由紀子氏、小杉静江氏、佐伯教道氏、高木常光氏、谷川英俊氏、早坂逸人氏、吉崎隆氏の7名の方々が、本年9月30日をもってそれぞれ任期満了となることによるものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○高木委員長 ただいまの理事者の説明について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 ただいまの議案については、従来どおり各派会長会議で協議をすることとし、本会議直接審議ということで、会期末の本会議で扱うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高木委員長 続いて、(3)の議会提出議案について、ア及びイについて事務局から説明をお願いいたします。

○林上議会事務局次長 アの請願・陳情議案の委員会付託についてであります。2月9日現在、陳情を1件受理しております。陳情第15号の「生活保護世帯及び独居高齢者世帯に対する水道料金及び下水道使用料の減免制度の維持を求めることについて」につきましては、建設公営企業常任委員会に付託になるかと思っております。御了承いただければ、2月21日の本会議で、その手続を執ることとなります。

次に、イの請願・陳情議案の審査結果報告につきましては、現在のところ、結論の出たものはございませんが、今後、結論が出た場合は、取扱いの時期等につきまして、改めて御協議いただきたいと思っております。

以上でございます。

○高木委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、そのとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高木委員長 続いて、ウの議員の行政調査派遣についてであります。令和4年度の単独行政視察の実施分については、今定例会中に議員派遣の議決が必要となります。委員会提出議案として、最終の議会運営委員会で取扱いをしたいというふうに考えておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高木委員長 それでは続いて、エの意見書・決議案についてであります。各会派の提案の確認をさせていただきます。

○菅原委員(自民会議) 1件ございます。

- 品田委員（民主連合） 3本用意があります。
- 中村委員（公明） 2本お願いいたします。
- 石川委員（共産） 意見書3本お願いします。
- 金谷委員（無党派G） ありません。
- 高木委員長 合計9本ということで、事務局から文案について配付をさせたいと思います。

（意見書案配付）

○高木委員長 調整については、従来どおり代表者会議で行いたいと思いますので、よろしくお願  
いいたします。

続いて、（4）の議案の審議方法についてに入ってまいります。

まず、アの令和4年度各会計予算と関連議案及び単独議案について、こちらについては、特別委  
員会付託とさせていただきます。付託議案については、議案第26号ないし議案第58号の以上3  
3件、名称については、予算等審査特別委員会、構成は、議長を除く全議員の33名です。正副委  
員長の希望について、各会派等に確認をさせていただきます。

- 菅原委員（自民会議） 相談に乗ります。
- 品田委員（民主連合） 相談に乗ります。
- 中村委員（公明） 相談に乗らせていただきます。
- 石川委員（共産） 相談に乗れません。
- 金谷委員（無党派G） 希望しません。
- 横山委員外議員（無所属） 希望しません。

○高木委員長 それでは、自民会議、民主連合、公明のほうで調整をお願いしたいと思います。正  
副委員長名の届出の時期については、日程のところで御相談をさせていただきます。設置の時期に  
ついては日程のところで相談をさせていただきます。分科会の設置は2分科、名称は、総務経済文  
教分科会、民生建設公営企業分科会として設置いたします。分科会の構成については、総務経済文  
教分科会は、総務と経済文教両常任委員会の委員、民生建設公営企業分科会は、民生と建設公営企  
業両常任委員会の委員とします。ただし、予算等審査特別委員会委員長は除きます。そして、分科  
会の正副委員長であります。各常任委員会の正副委員長の輪番制でありまして、今回については、  
経済文教常任委員会の正副委員長、建設公営企業常任委員会の正副委員長とさせていただきます。  
分科会の審査分担事項については、各常任委員会の所管別として、別紙の分担一覧のとおりとなっ  
ております。なお、一般会計予算については後日の議会運営委員会で協議をさせていただきます。  
特別委員会及び分科会の審査日程については、日程のところで相談をさせていただきます。そして、  
開催場所ではありますが、予算等審査特別委員会については議場、総務経済文教分科会は第1委員会  
室、民生建設公営企業分科会は第2委員会室とさせていただきます。

続いて、イの令和3年度各会計補正予算と関連議案及び単独議案についてに入ってまいります。  
先ほどありました先議の部分も含まれている議案第1号ないし議案第25号の以上25件について、  
本会議直接審議か特別委員会付託かについて、各会派及び無所属に確認をさせていただきます。

- 菅原委員（自民会議） 特別委員会に付託するのが適当だと思います。
- 品田委員（民主連合） 特別委員会設置が望ましいと思います。
- 中村委員（公明） 特別委員会設置でお願いしたいと思います。

○石川委員（共産） 特別委員会設置がよろしいと思います。

○金谷委員（無党派G） 合わせます。

○横山委員外議員（無所属） 皆さんの判断に合わせたいと思います。

○高木委員長 それでは、4会派が特別委員会付託ということでありまして、他の会派等は合わせていただけるということですので、特別委員会付託とさせていただきます。付託議案については、議案第1号ないし議案第25号の以上25件。なお、付託議案以外の議案第59号、議案第60号、報告第1号及び報告第2号の以上4件については、本会議直接審議とさせていただきます、報告第1号及び報告第2号の以上2件については、従来どおり補正予算等審議の本会議で扱うこととさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高木委員長 名称については、補正予算等審査特別委員会、委員の構成については、正副委員長案を示させていただきたいと思います。令和3年第3回定例会では15人とさせていただきました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況から、今回の委員数については、13人としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高木委員長 それでは、構成については、自民会議4人、民主連合4人、公明2人、共産2人、無党派G1人の13人とさせていただきます。

続いて、正副委員長の希望について確認をさせていただきます。

○菅原委員（自民会議） 相談に乗らせていただきます。

○品田委員（民主連合） 相談に乗りたいと思います。

○中村委員（公明） 相談に乗らせていただきます。

○石川委員（共産） 相談に乗れません。

○金谷委員（無党派G） 希望しません。

○高木委員長 こちらについては、委員名の届出に併せて正副委員長の届出もお願いいたします。委員名の届出と設置時期については、日程のところで御相談をさせていただきます。委員会の場所については、第1委員会室とさせていただきます。

続いて、（5）の代表質問についてであります。時期と通告については、こちらも日程のところで相談をさせていただきます。時間については質問のみ40分。回数は1回。各会派1人、計5人ということで、1日目に3人、2日目に2人とさせていただきます。1日目は、午前1人、午後2人と、2日目は、午前、午後とも1人ずつということにさせていただきますと思いますが、順序については大会派順ということにさせていただきます。場所は、演壇での質問になります。

続いて、（6）の大綱質疑についてであります。こちらも、時期と通告については日程のところで相談をさせていただきます。時間については質疑のみ25分。回数は3回以内。人数について、各会派及び無所属に確認をさせていただきます。

○菅原委員（自民会議） ゼロから1でお願いします。

○品田委員（民主連合） ゼロから1でお願いします。

○中村委員（公明） ゼロから1でお願いします。

○石川委員（共産） 1でお願いします。



○金谷委員（無党派G） 1でお願いします。

○横山委員外議員（無所属） 希望しません。

○高木委員長 全体で2人から5人ということになります。順序については正副議長、議会運営委員会の正副委員長立会いのもと、抽せんをさせていただきます。質疑場所については質疑質問席となります。

続いて、（7）の会期と日程について、正副委員長案を示すことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高木委員長 それでは、事務局から配付をさせます。

（日程案配付）

○高木委員長 皆様の御手元に配付をさせていただきました。2月21日開会、閉会は3月25日、通算33日間という日程になっております。2月17日は、正午までに、補正予算等審査特別委員会の委員名の届出をお願いいたします。そして、21日に開会しまして、補正予算等審査特別委員会が設置され、委員会が21日、22日、24日と3日間あります。そして、25日には補正予算等の審議があり、市政方針、教育行政方針、新年度予算等の提案説明を受けます。25日から3月2日までは休会で、28日は代表質問の通告の締切り、3月1日は大綱質疑の通告の締切りです。3月2日は、正午までに、予算等審査特別委員会の正副委員長名の届出をお願いいたします。3日、4日が代表質問、7日、8日が大綱質疑、8日の大綱質疑の後に予算等審査特別委員会が設置され、分科会が18日まで行われます。そして23日に、予算等審査特別委員会を開催し、総括質疑、取りまとめとなり、25日の本会議で議案審議、閉会という日程になります。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高木委員長 それでは続いて、2のその他の項目に入ります。

（1）の令和4年度議会費予算について事務局から説明をお願いいたします。

○富田議会事務局次長 令和4年度議会費予算について御説明申し上げます。令和4年第1回定例会に議会費の令和4年度当初予算が提出されており、このことに係る説明資料を作成いたしましたので、本日御配付申し上げます。資料の内容といたしましては、令和4年度議会費予算総括表にありますように、議会費総体といたしましては、前年度と比較いたしまして、988万1千円減の4億5千638万7千円を計上しております。なお、予算計上している内容は、ほぼ例年どおりとなっておりますが、新年度予算における主な減額要素といたしましては、管理費では、報酬の節で、期末手当の支給割合0.15月分減などにより313万9千円、同じく、共済費の節で、市議会議員共済会の負担金率が1.4%引き下げられたことにより297万円の減額がございます。また、運営費では、旅費の節で、単独行政視察の年度別人数割りの変更などにより101万1千円を減額しているところであります。

以上でございます。

○高木委員長 ただいま事務局から説明をいただきました。そのとおりの内容となっておりますので、確認をお願いします。

続いて、（2）に入ります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応についてということで、現状は、連日100人を超えるような感染状況ということでありまして、これまでも行ってきたことではありますが、1つ目は、質疑等を行う予定の議員は、可能な限り電話やメール等を活用

していただくと。また、打合せの際には、日程調整も含めて担当部局との調整をお願いしますということ。2つ目は、審査特別委員会の資料要求についてですが、事前に担当部局に連絡をしていただいて、委員会の初日は、事前に資料要求の連絡を受けた部局のみが出席をするということで、これもこれまでどおり取り扱ってきましたが、そういった形で対応させていただきます。そしてもう1点です。現在、宿泊療養施設について2棟稼働している状況にあります。2棟目については、これまでもそうですが、管理職が統括管理者として配置をされております。勤務の都合上6日間、職場を不在にすることとなっています。このため、早期に質問内容等の把握がされていけば、応援業務期間等の調整もできるということでもありますので、質疑等を予定されている場合は、できる限り早めに担当部・課に連絡をいただくなど、御配慮をお願いをしたいということで、この2点について、対応をお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高木委員長 続いて、次回の議会運営委員会の招集であります。2月24日午前10時、口頭招集とさせていただきます。実際は、補正予算等審査特別委員会の閉会後になりますが、午前10時ということで口頭招集をさせていただきます。

以上で、本日の議会運営委員会は散会いたします。

---

散会 午前11時17分